

新 実務家のための税務相談

——民法編／会社法編

(民法編) 三木義一監修 本山 敦 = 伊川正樹編
(会社法編) 三木義一監修 山田泰弘 = 安井栄二編

(民法編) 2017年6月発売/424頁/本体3200円+税
(会社法編) 2017年6月発売/386頁/本体3100円+税
A5判/並製



編集担当者から 税法はわかっているけど、それと民法や会社法との関連がよくわからない？ 税法の実務をやっているが今さら民法や会社法のことを聞けないし……。このような悩みにこたえる画期的な書籍です。この本は税務の実務上、ふと気になる問題や疑問について民法や会社法がどうなっているかをハンディに知ることができます。まずは民法と会社法の主要な制度・概念をわかりやすく説明し、次にそれらと税法の諸問題との関連を解説することにより、それぞれの知識の架橋を目指しました。「民法または会社法の理解」と「税法の理解」をハッキリ分けて書いたので非常に読みやすいです。実務上ふと気になる問題が理論的にも説明され、実務と理論の交流がなされた極めて有益な一冊です。税理士、弁護士はもちろんのこと、税務に関わる社会人の方々にとって必携です。「あ、知らなかった」ではすまされない。そんな時代に即応した本です。(I)

Point!

P

1項目数ページの読み切りで非常に読みやすいです。途中からでも読めます。

42 | 目 次

12 条件・期限

Question

父が「死したら土地をAに譲渡する」と約束していたので、相続人である私は、Aに土地を譲渡しました。父が生前にAと契約したのですから、父の譲渡所得として申告するのでしょうか。

民法の理解

(1) 民法上の条件・期限

法律行為をすることを、その他条件を直ちに発生させずに、一定の事実が生じたまたは一定の期間が到来したときに発生させようとする、あるいは、その効果をいつまでも継続させないで、一定の事実が生じたまたは一定の期間が到来したときには消滅させようとする場合があります。このように、法律行為の効力を阻止したり、期間させたりすることができるのが、法律行為の付随とよばれる条件・期限です。なお、民法では127条~127条に規定されています。

(2) 条件と期限の違い

「条件」とは、発効するかどうかわからない事実の成否にかからせる法律行為の付随。たとえば、「合格したら贈与する」という贈与をつける特約です。一方、「期間」は、「今年の12月までに贈与する」という将来必ず実現する事実にかからせる特約です。条件は、常に成就するとはかぎりませんが、期間は、「死んだら贈与する」という不確定な場合でも必ず到来します。

成功したら贈与を返済する」という出資契約について、条件なのか、期間なのか争われた事例があります(大判大正一三、二九三三(一)三三三三)。条件付贈與であれば、成功しなければ存続義務は発生しませんが、期間付贈與費用であれば、成功するまで返済を要されますが、成功の見込みがなくなったときは存続義務が発生することになります。上記判例は不確定期間として扱います。

(3) 停止条件と解除条件

「税理士試験に合格したら時評を買ってあげる」という贈与契約は、税理士試験という条件が契約の効力発生を停止しているのが「停止条件」であり、条件の成就すなわち税理士試験に合格したときから効力が発生します(民127条1項)。

12 条件・期限 43

一方、「税理士試験に不合格なら、小遣いを打ち切る」という契約は、試験不合格という条件の成就があれば、契約の効力が解除されるが「解除条件」であり、条件の成就すなわち不合格のときから効力を失います(民127条2項)。

税法の理解

(1) 条件付契約の場合

停止条件付契約の場合、条件成就のときに契約の効力が発生するのですから、税務上もその条件成就のときに課税要件が成立します。

相続税法基本通達では、停止条件付の遺贈または贈与による財産の取得時期について、停止条件付の遺贈でその条件が遺贈した者の死亡後に成就するものおよび停止条件付の贈与は、その条件が成就したときをもって、財産取得の時期として取り扱うことを明らかにしています(租基通1の3-1の4共中)。

たとえば、「補助金の交付が決定した日をもって土地を贈与する」という停止条件付贈与契約を締結した場合、その条件が成就した日、すなわち、補助金の交付が決定した日が贈与のあった日となります。契約締結日から実際に補助金交付決定、所有権移転登記まで数年経過していても、条件成就の日土地の贈与があったものとして課税されることになります。

解除条件付契約の場合、契約そのものは合意のときに効力を発している、解除条件が成就したときに初めて効力が消滅するので、合意のときに課税関係が生じます。条件成就のときに改めて権利変動があったものとして、課税関係が調整されます。

以上のとおり、「停止条件」と「解除条件」では、課税関係が発生する時期が異なりますので、契約に付されている条件がどちらに該当するのを見極める必要があります。

(2) 期間付契約の場合

期間付契約の場合、期間の到来によって法律行為の効力が発生するので、当然に「期間が到来したときに権利が確定する」として課税関係が生じ、終期の場合は効力が消滅するので課税関係は終了します。

Questionのように、被相続人が生前締結した「死亡したら土地を譲渡する」という期限付売買契約にもとづき、相続人が土地を譲渡した場合は、契約締結時には、まだ法律の効力は発生していません。「死亡」という期間の到来によって土地を譲